

令和 2 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 27 号議案

令和 2 年 2 月 25 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 2 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 3 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
第 11 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	3
第 12 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
第 13 号 議 案	舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
第 14 号 議 案	舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9

第 15 号 議 案	公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について	10
第 16 号 議 案	舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例の一部を改正する条例制定について	13
第 17 号 議 案	舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	15
第 18 号 議 案	舞鶴市豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例制定について	18
第 19 号 議 案	舞鶴市営店舗住宅条例を廃止する条例制定について	20
第 20 号 議 案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	21
第 21 号 議 案	舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	22
第 22 号 議 案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	23
第 23 号 議 案	舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	24
第 24 号 議 案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	25
第 25 号 議 案	市道路線の認定について	37
第 26 号 議 案	令和元年度 舞鶴市一般会計補正予算(第7号)	別 冊
第 27 号 議 案	令和元年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第3号)	〃

第 10 号議案

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 26 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法」の右に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を、「第 31 条」の右に「(同法第 9 条の 2 第 12 項において準用する場合を含む。)」を加え、「一般職に属する」を削り、「職員(」の右に「舞鶴市公平委員会の委員を含む。」を加える。

第 2 条中「、任命権者」の右に「(府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する職員をいう。))にあつては、舞鶴市教育委員会。以下同じ。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第 2 条関係)」に、「かつ、擁護する」を「、かつ、擁護する」に、「かつ、能率的」を「かつ能率的」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとしたいので提案する。

第 11 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第 27 項の前の見出し及び同項中「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 2 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項(見出しを含む。)中「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項(見出しを含む。)中「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第7条(見出しを含む。)中「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

提案理由

国家公務員の給料水準との均衡を図るため、令和2年度において一般職の職員で職務の級が6級以上であるものの給料の減額措置を実施したいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 13 項中「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部改正)

2 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(昭和 54 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

提案理由

一般職の職員で職務の級が6級以上であるものの給料の減額措置に準じて、令和2年度において市長、副市長及び教育長の給料の減額措置を実施する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成 28 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和 31 年法律第 162 号」の右に「。以下「法」という。」を加え、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 図書館、博物館及び公民館(以下「特定社会教育機関」と総称する。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市公民館条例の一部改正)

- 2 舞鶴市公民館条例(昭和 51 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 5 条第 1 項ただし書中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 6 条から第 8 条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第 11 条中「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「特に必要と認める」を「必要と認めた」に、「返還する」を「還付する」に改める。

第 13 条中「委員会」を「市長」に改める。

第 16 条中「別に委員会が定める」を「規則で定める」に改める。

別表第 2 第 9 項中「市長が別に定める」を「規則で定める」に改める。

(舞鶴市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の舞鶴市公民館条例第 6 条の規定により教育委員会が行った利用の承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、同項の規定による改正後の舞鶴市公民館条例第 6 条の規定により市長が行った利用の承認とみなす。

(舞鶴市立図書館条例の一部改正)

- 4 舞鶴市立図書館条例(平成元年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保存して」を「及び保存して」に改める。

第 2 条の表舞鶴市立東図書館中分館の項中「1,167 番地」を「1167 番地」に改め、同表舞鶴市立東図書館南分館の項中「1,005 番地の 3」を「1005 番地の 3」に改め、同表舞鶴市立西図書館加佐分館の項中「1,005 番地」を「1005 番地」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号中「教育委員会規則又は教育委員会」を「規則又は市長」に改める。

第 6 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 7 条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、社会教育機関の設置等に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとしたいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 15 号議案

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例(平成9年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第2項中「に定める期間内」を「に規定する期間内」に、「に定める手続」を「に掲げる手続」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に、「に規定する手続」を「に掲げる手続」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「前項」の右に「の規定」を加え、同項を同条第5項とする。

第16条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第17条第2項中「において、」の右に「同条中」を加え、「敷金」を「敷金」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「明け渡すとき」を「明け渡したときに」に改め、同項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「敷金」を「敷金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、

入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第18条第1項中「(軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改める。

第24条第3項中「において、」の右に「これらの規定中」を加え、「割増賃料」を「割増賃料」に改める。

第30条第3項中「において、」の右に「同条第2項中」を加える。

第35条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第39条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第39条第1項」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、同条第5項中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。

別表浜団地の項及び田中団地の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第35条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

提案理由

民法の改正における債権関係の規定の見直し等を踏まえ、入居手続における連帯保証人の確保の義務付けを廃止するとともに、浜団地及び田中団地を廃止する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例の一部を改正する条例

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例(平成 20 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(入館料)

第 4 条 観光交流施設への入館料は、無料とする。

第 8 条及び第 9 条を削る。

第 10 条第 1 項中「命じる」を「命ずる」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 8 条とする。

第 11 条を削り、第 12 条を第 9 条とする。

第 13 条第 1 項中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、同条第 2 項中「第 6 条から第 8 条まで及び第 10 条」を「第 7 条及び第 8 条」に、「第 6 条第 1 項ただし書き」を「第 7 条第 1 項ただし書」に、「第 7 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 8 条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 10 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とし、第 14 条を第 11 条とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

松尾寺駅前観光交流施設の有効活用を図るため、当該施設の利用形態を変更することとし、所要の改正を行いたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市道の構造の基準に関する条例(平成25年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条第 1 項中「停車帯」の右に「、自転車通行帯」を加え、同条第 2 項中「車線」の右に「(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)」を、「及び」の右に「車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)」の」を、「車道」の右に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 4 条第 3 項中「前項の」を削る。

第 5 条第 2 項中「前項の副道」を「副道(自転車通行帯を除く。)」に改める。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項及び第 6 項を削り、第 7 項を第 4 項とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第 7 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項及び第 3 項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ

の限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 第3種又は第4種の道路(前2項に規定する道路を除く。)には、歩行者又は自転車の安全な通行を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の右に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第9条第1項中「自転車道」の右に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の右に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第36条の見出し中「除雪施設」を「防雪施設」に改める。

第38条第2項中「第34条第4項」を「第35条第4項」に改める。

第40条中「第7条」の右に「、第7条の2第5項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の第6条、第7条の2並びに第8条第1項及び第2

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯の設置要件を規定する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例の一部を改正する条例

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例(平成29年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 森林の整備及び森林の整備に係る人材の育成、森林の重要性に関する普及啓発、森林資源の循環利用の推進その他の森林の整備の促進を図ることにより、森林の多面的機能を維持し、及び増進させるため、舞鶴市豊かな森を育てる基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林環境譲与税 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)第 27 条の規定に基づき国から本市に譲与される地方譲与税をいう。
- (2) 豊かな森を育てる府民税市町村交付金 京都府豊かな森を育てる府民税条例(平成 27 年京都府条例第 58 号)に基づく府民税を原資として京都府から本市に交付される交付金をいう。

第 3 条中「本市に交付された豊かな森を育てる府民税市町村交付金」を「森林環境譲与税及び豊かな森を育てる府民税市町村交付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林環境譲与税を基金に積み立てるため、基金の設置目的等に係る規定を整理したいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市営店舗住宅条例を廃止する条例制定について

舞鶴市営店舗住宅条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市営店舗住宅条例を廃止する条例

舞鶴市営店舗住宅条例(昭和 29 年条例第 8 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

建物の老朽化等により入居者が減少したことに伴い、市営店舗住宅を廃止したいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 13 条の 12 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万円」を「28 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の限度額並びに保険料軽減措置に係る所得基準額を改めたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、印鑑の登録を受けることができない者に係る規定を改めたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本市の実情を踏まえ、放課後児童支援員の資格に必要な研修を修了していない者であっても、当該研修を修了することを予定している場合には放課後児童支援員とみなすことができる特例措置の期限を延長したいので提案する。

第 24 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 439 人
 面 積 15.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
- (2) 地域の中心位置 字大丹生小字栗崎 1
- (3) 辺地度数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水処理施設	舞鶴市	86,000	64,400	21,600	21,600
除雪機械	〃	14,000	—	14,000	14,000
合 計		100,000	64,400	35,600	35,600

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 504 人
 面 積 18.4 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水処理施設	舞鶴市	2,000	1,000	1,000	1,000
除雪機械	〃	6,000	—	6,000	6,000
合 計		8,000	1,000	7,000	7,000

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 251 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
漁業経営近代化施設	舞鶴市		79,148	55,520	23,628	23,600
下水処理施設	〃		21,100	14,550	6,550	6,500
除雪機械	〃		4,000	—	4,000	4,000
合	計		104,248	70,070	34,178	34,100

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 松尾・杉山 辺地
 辺地人口 51 人
 面 積 2.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松尾、杉山
- (2) 地域の中心位置 字松尾小字中西 248
- (3) 辺地度点数 172 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の東端、標高 670.6m の青葉山の中腹にあり、市街地から約 10 km 離れた農業中心の山村であるため、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度及び令和 3 年度 2 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	30,000	—	30,000	30,000
合	計	30,000	—	30,000	30,000

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 上根 辺地
 辺地人口 89 人
 面積 6.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上根、寺田
- (2) 地域の中心位置 字上根小字清水ノ尻 90
- (3) 辺地度点数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、西市街地の南東約 9 km離れた山間部にあり、周囲は急峻な山に囲まれている農業中心の地域であり、地域住民の生活環境の向上を目的として、除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 4 年度 1 年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
除雪機械	舞鶴市		2,000	—	2,000	2,000
合	計		2,000	—	2,000	2,000

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 68 人
 面積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺地度点数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市		110,000	—	110,000	110,000
合	計		110,000	—	110,000	110,000

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田上 辺地
 辺地人口 218 人
 面積 13.2 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大俣、小俣、滝ヶ字呂
- (2) 地域の中心位置 字地頭小字角村 1038 の 1
- (3) 辺地度点数 104 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあつて、市街地から約 16 km 離れた山間地の農村地域であり、地域住民の生活環境の向上を目的として、除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度及び令和 3 年度 2 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
除雪機械	舞鶴市		14,000	—	14,000	14,000
合	計		14,000	—	14,000	14,000

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田中・八雲 辺地
 辺地人口 306 人
 面積 24.2 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江
- (2) 地域の中心位置 字和江小字平田 572
- (3) 辺地度数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあって、市街地から北西約 12 km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落を結ぶ道路及び林道の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和2年度から令和4年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	61,000	—	61,000	61,000
除雪機械	〃	6,000	—	6,000	6,000
合 計		67,000	—	67,000	67,000

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 神崎 辺地
 辺地人口 498 人
 面積 7.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 西神崎、東神崎、油江、蒲江
- (2) 地域の中心位置 字西神崎小字今屋敷 555 の 1
- (3) 辺地度点数 142 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北西端にあり、市街地から約 14 km離れた農業中心の集落であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度及び令和 4 年度 2 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下水処理施設	舞鶴市	1,000	500	500	500
除雪機械	〃	6,000	—	6,000	6,000
合 計		7,000	500	6,500	6,500

提案理由

西大浦ほか 8 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定したいので提案する。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

(1) 電灯用電気供給施設

(2) 道路及び渡船施設

(3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

(4) 診療施設

(5) 飲用水供給施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備しようとする公共的施設

(2) 整備の方法

(3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項につい

て定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

(第6項及び第7項 略)

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 25 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
行永 7 号線	舞鶴市字行永小字井関 2785 番 1	から
	舞鶴市字行永小字井関無番地	まで

提案理由

行永地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)